

東京大学大学院経済学研究科・経済学部 教授、准教授または講師 募集要項

大学院経済学研究科・経済学部において、金融の研究と教育およびそれに関連する業務に従事する教授、准教授又は講師（テニュアトラック）を、下記の要領で募集いたします。

1. 専攻分野 職名及び人数	金融に関連する分野 教授、准教授または講師（テニュアトラック） 1名
2. 契約期間	教授、准教授の場合は、2026年9月1日以降を想定しているが応相談。任期なし。 講師の場合も着任時期は同様。当初の任期は3年（更新については次項参照）。
3. 更新の有無	<講師の場合> 契約の更新：有（再任審査により判断する。）再任は1回限りでその任期は4年。 更新上限：有（通算契約期間の上限 7年／更新回数の上限 1回） 再任任期終了までに、任期なし准教授への昇進審査有。
4. 試用期間	<教授・准教授の場合>採用日から6ヶ月間 <講師の場合>採用日から14日間 給与・待遇に変わりはありません。
5. 就業場所	東京大学大学院経済学研究科(東京都文京区本郷7-3-1) 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6. 所属	大学院経済学研究科
7. 業務内容	東京大学大学院経済学研究科及び経済学部における研究・教育（講義は英語）。 研究面では、金融分野全般を対象とする。 教育面では、ミクロ系（銀行論、証券市場論、企業金融など）とマクロ系（金融政策等）のどちらも、日本語または英語でわかりやすく教えることが求められる。他にも専門分野の授業を担当。また将来的に、大学院の教育を通して、国際的に活躍する多様な政策担当者または政策研究者を育成するための潜在的な能力を持っていることが、テニュアトラック講師には期待される。准教授の場合はこれらの能力がすでに示されていることが期待される。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8. 就業日・就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。 9:00～17:30（昼休憩）12:00～12:45
9. 休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇	年次有給休暇、特別休暇（リフレッシュ休暇、忌引休暇等）
11. 賃金等	本学の就業規則に基づき支給。学歴、職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 賞与（年2回）のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当（原則、月額55,000円まで）は、本学の支給要件を満たす場合に支給
12. 加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13. 応募資格	経済学または関連分野での博士号取得者（2026年9月までに取得又は取得見込みを含む）。
14. 提出書類	以下全てPDF形式とすること。 (1) カバーレター (2) 履歴書／CV（形式は任意）※ 電話番号、メールアドレス等連絡先を明記のこと (3) 主要な研究論文（少なくとも1編） (4) 推薦状3通 (5) 教育評価（もしあれば） (6) 成績証明書（博士号取得予定または取得後2年程度の場合）

15. 応募方法	全ての書類を、原則としてAEA JOE のシステム (https://www.aeaweb.org/joe/listing.php?JOE_ID=111476886)から提出。 (JOE ID Number: 111476886)
16. 応募締切選考方法	2026年1月31日（土）必着 提出書類に基づいて審査の上、合格者に対する一次面接は2025年12月下旬よりオンラインで行います。応募締切前でも、随時面接と採否の決定を行う。
17. 問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学経済学研究科等総務チーム 採用担当 e-mail : shomu.e<at>gs.mail.u-tokyo.ac.jp <at>を@に変換
18. 募集者名称	国立大学法人東京大学
19. 受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言に則り募集、選考します。すなわち、人種・民族・国籍を問わず、また多様な社会経済的背景を持つ応募者を差別しません。とりわけ、男女共同参画の観点を重視し、女性の積極的な応募を歓迎します。（参考 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/diversity-inclusion.html ） ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・応募に係る提出書類は、返却しません。本応募の用途に限り使用し、個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。